

水道事業に係る上下水道料金徴収等業務委託の 発注延期について

【事案の概要】

本業務委託は、上下水道料金の徴収業務等を包括委託するものであり、区域が連なる4水道事業（泉南水道事業、阪南水道事業、田尻水道事業、岬水道事業）において一括発注し、令和3年4月1日からの業務開始を予定していた。

しかしながら、令和2年度当初予算（債務負担行為）における限度額に計上誤りがあり予算額に不足が生じたため、発注時期を令和2年度から令和3年度に延期することとした。

（業務内容）受付業務、検針業務、料金収納業務、開閉栓業務 等

（業務期間）令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（債務負担に基づく5年契約）

【今後の対応】

令和3年度当初予算（案）（債務負担行為）としてあらためて必要額を計上するとともに、令和4年4月からの業務開始に向け準備を進める。

なお、今後予算編成時におけるチェック体制を強化するなど、再発防止を徹底する。

<令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算 第2章市町村域水道事業 抜粋>

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
[泉南水道事業]		
上下水道料金 徴収等業務委託	令和2年度から令和7年度まで	244,200
[阪南水道事業]		
上下水道料金 徴収等業務委託	令和2年度から令和7年度まで	374,000
[田尻水道事業]		
上下水道料金 徴収等業務委託	令和2年度から令和7年度まで	114,035
[岬水道事業]		
上下水道料金 徴収等業務委託	令和2年度から令和7年度まで	128,793